

2014

被災生活衛生関係事業者のための  
営業再開にむけた支援策

宮城県

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

<http://www.seiei.or.jp/>

はじめに 1

事業再開・再生のための公的相談機関 2

Q 本設・仮設店舗の出店でお金を借りたいんだけど… 3

Q 被災前に借入した分の返済負担を減らしたいんだけど… 4

Q でも難しいことはよくわからないし…、面倒くさいね…、それに相談してもどうせダメでしょう… 4

Q 条件変更といっても返済しなければならぬね。借入金がチャラになるような支援策は無いの？ 5

Q じゃあ結果、2重ローンを抱えなければならないの？ 5

Q 支援機関って債務の買取りのみをしている機関なの？ 6

Q 被災前から債務超過を指摘されていたけど、相談にのってもらえるの？ 6

Q 相談してからどのくらいの期間で支援を受けることができるの？ 6

Q 相談しても難しい手続きとかがあるんじゃないの？ 6

Q 相談はどこにすればいいの？ 6

Q 年齢も高齢だし、後継者もないため廃業を考えてますが、借入金が残ってしまうので悩んでいます… 6

生活衛生業者の方で相談を希望される方へ 8

相談票（FAX 送信用紙）

# はじめに

東日本大震災の発生から3年が経過し、被災地とりわけ沿岸部では復興に向けた歩みが進むなか、生活衛生関係営業の皆さまは地域住民の生活を支える重要な役割を担い、仮設店舗・本設店舗での営業再開に向けた取り組みを進めていることと思います。

全国生活衛生営業指導センターでは、平成26年2月・3月に被災地においてシンポジウムを開催し、被災された生活衛生関係営業者の皆さまから貴重なご意見を頂戴しました。

そのなかで、特に多く聞かれたのは、営業再開に向けた取り組みが進む一方、事業再開のための資金や被災前の借入と営業再開資金の借入による二重ローン、三重ローンによる返済負担の増加といった金融に関する経営課題でありました。また、これらの金融に関する支援策についての情報不足といった声も多く聞かれました。

本書は、被災地とりわけ沿岸部で多大な被害を受けた生活衛生関係営業の皆さま向けに、特に金融支援策について取りまとめました。皆さまが抱えている経営課題の解決の一助になれば幸いです。

最後になりますが、本書において紹介している金融支援策を利用するにあたって、皆さまにお願いがあります。

金融支援策を有効に活用するためには、必要な書類を用意する、事業計画を考える等、皆さまご自身の作業・努力を必要とします。

日々の営業、生活でご多忙の中、これらに対応していくことがいかに大変なことであるかについては想像に難くはありません。しかしながら、皆さまの生活衛生関係営業は、地域住民の生活を支えるという重要な役割を担っているご商売であり、皆さまの復興が被災地域の復興には欠かせないものです。

一方、今般ご紹介する公的機関は、事業計画書の作成支援等をはじめ親切丁寧かつ無料で相談ができます。

私どもといたしましては、皆さまが様々な支援策を有効に活用され、円滑に営業再開を果たされるよう、心より祈念いたしております。

平成26年6月

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

# 東日本大震災により多大な被害を受けられた皆様の事業再開・再生のための公的相談機関があります。

## 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター

衛生水準の維持向上及び利用者または消費者の利益を擁護する見地から生活衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的として宮城県知事から指定を受けた公益法人です。

仙台市青葉区上杉5-1-12 後藤コーポ107号室  
TEL 022-343-8763 FAX 022-343-8764

## 株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

日本公庫は、100%政府出資の政策金融機関です。銀行などの一般の金融機関を補完し、国民生活の向上を目的としています。国の政策に則った低利、固定金利、長期の融資制度をご用意しておりますので、安心してご利用いただけます。

国が株式の100%を常時保有することが法律で定められている特別な株式会社で、一般の民間会社や民営化を前提とした特殊会社ではありません。日本公庫が株式会社の形態をとっているのは、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、透明性の高い効率的な事業運営を行うためです。

■仙台支店 仙台市青葉区中央1-6-35

TEL 022-222-5173

■石巻支店 石巻市穀町16-1 明治中央ビル

TEL 0225-94-1201

■一関支店 一関市城内1-9

TEL 0191-23-4157

## 宮城県産業復興相談センター (公益財団法人みやぎ産業振興機構)

東日本大震災により被害を受けた事業者の皆様の事業の再開、事業の再生を支援するために設立された公正中立な公的機関です。

金融、会計、経営診断、事業再生などの専門家を相談員として、ワンストップ窓口で、経営相談、金融相談に応じています。

■宮城県産業復興相談センター 仙台市青葉区二日町12-30

TEL 022-722-3858 FAX 022-227-0187

■塩釜事務所 塩釜市港町1-6-20

TEL 022-367-5111 FAX 022-367-5115

■多賀城七ヶ浜事務所 多賀城市伝上山3-1-12

TEL 022-365-7830 FAX 022-365-7880

■利府松島事務所 宮城郡松島町高城字浜1-27

TEL 022-354-3422 FAX 022-354-4054

■気仙沼事務所 気仙沼市八日町2-1-11

TEL 0226-22-4600 FAX 0226-24-3817

■南三陸事務所 本吉郡南三陸町志津川字沼田150-46

TEL 0226-46-3366 FAX 0226-46-5335

■本吉唐桑事務所 気仙沼市本吉町津谷館岡10

TEL 0226-42-2028 FAX 0226-42-2818

■石巻事務所 石巻市立町1-5-17

TEL 0225-22-0145 FAX 0225-94-3978

■女川事務所 牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神180-1

TEL 0225-53-3310 FAX 0225-53-3314

■石巻市牡鹿稲井事務所 石巻市鮎川浜大台37-2

TEL 0225-45-2521 FAX 0225-45-2775

■河南桃生事務所 石巻市前谷地字上樓屋13-1

TEL 0225-72-3586 FAX 0225-72-2687

■石巻かほく事務所 石巻市相野谷字飯野川町157-2

TEL 0225-62-3161 FAX 0225-62-2742

■東松島事務所 東松島市矢本字河戸7

TEL 0225-82-2088 FAX 0225-83-2293

■登米中央事務所 登米市迫町佐沼字上舟丁12-6

TEL 0220-22-3681 FAX 0220-22-8533

■名取事務所 名取市増田字柳田243

TEL 022-382-3236 FAX 022-382-3406

■岩沼事務所 岩沼市中央2-5-25

TEL 0223-22-2526 FAX 0223-22-2049

■巨理山元事務所 巨理郡巨理町字西郷140

TEL 0223-34-3121 FAX 0223-34-3122

## 東日本大震災事業者再生支援機構

東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする皆様に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする株式会社です。国が設立し、金融機関等と連携して支援を行います。

■仙台本店 仙台市青葉区一番町4丁目6-1

仙台第一生命タワービルディング19階

TEL 022-393-8808(代表) 022-393-8550(相談)

## Q 本設・仮設店舗の出店でお金を借りたいんだけど…

A 日本公庫では、被災した生衛業者の皆さま向けに有利な条件の貸付制度を取り扱っています。  
上手に活用しましょう！

### 東日本大震災特別貸付（直接被害を受けた方）

**POINT1** 低金利で借入ができます。  
※被災証明書等の提出が必要です。

借入金 3,000万円以内の部分

当初3年間……金利 **0.15%**

4年目以降……金利 **1.05%**

借入金 3,000万円超の部分……金利 **1.05%**

さらに

①設備資金ならさらに **-0.5%** <sup>(注)</sup> ※金利の下限は0.05%です。

②当初5年間まで**元金返済の据え置きが可能**です。

※平成26年6月時点、借入期間5年の場合の金利です。借入期間等により金利が変わるので詳しくは公庫支店で確認してください。

(注)被災地内で雇用の維持等を伴う設備投資を行う場合です。

**POINT2** 支払う利息に対する国の利子補給制度があります。

※申し込み手続き等については日本公庫窓口でご案内しております

借入後3年間は、3,000万円以内の借入に係る支払った利息が補助してもらえます。これにより**実質的に金利が0%**になります。

対象者：

- 被災証明書等のある方で事業所が全壊又は流失した方
- 原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有していた方

**POINT3** 長期の借入が可能になります。  
※被災証明書等の提出が必要です。

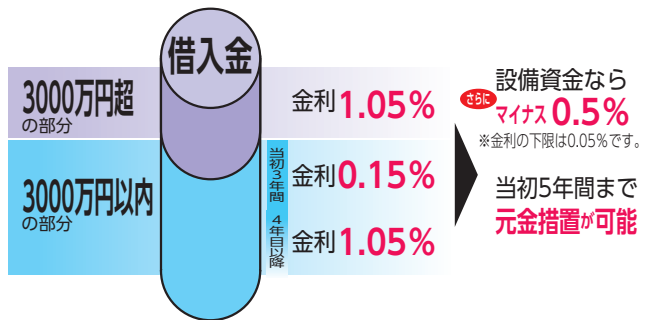
設備資金 最大20年まで可能

(通常：一般貸付13年・振興貸付18年)

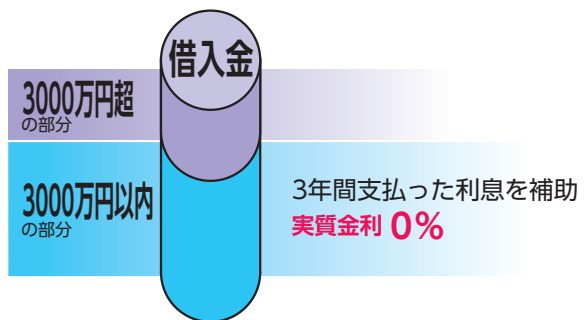
運転資金 最大15年まで可能(通常：振興貸付7年)

※借入期間が長くなると金利も高くなるので、窓口で良く相談しましょう！！

**POINT1** 低金利での借入が可能です。



**POINT2** 利子補給制度があります。

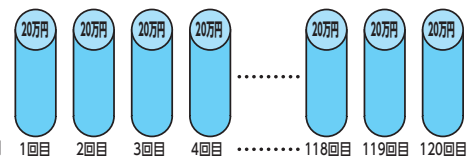


**POINT3** 長期借入により毎月の返済負担を軽減できます。

元金2400万円を

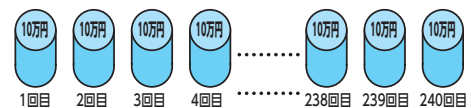
120回(10年)で返済する場合  
毎月元金は20万円ずつ返済

20万円×120回=2400万円



240回(20年)で返済する場合  
毎月元金は10万円ずつ返済

10万円×240回=2400万円



※元金だけのモデル：金利は別または除く

貸付限度額

下記の金額に6,000万円の上乗せが可能です。

設備資金 1億5千万円～7億2,000万円（業種により異なります）。

運転資金 5,700万円

東日本大震災特別貸付の利用相談窓口

- 皆さんが所属されている生活衛生同業組合
- 日本政策金融公庫各支店 仙台支店/石巻支店/一関支店
- 宮城県生活衛生営業指導センター

**Q** 被災前に借入した分の返済負担を減らしたいんだけど…

**A** 現在、借入をしている金融機関に「条件変更」を相談してみましょう！現在の返済負担を軽減します。

**条件変更**

**POINT1 元本据置**

通常1～2年の一定の期間を決めて元本の返済を据え置き、利息のみ支払うことで毎月の返済額を少なくします(終了後は元の返済に戻ります)。

**POINT2 割賦元本減額**

返済期間を延長することにより、毎月の返済額を減額します(金利は約定通りに支払います)。

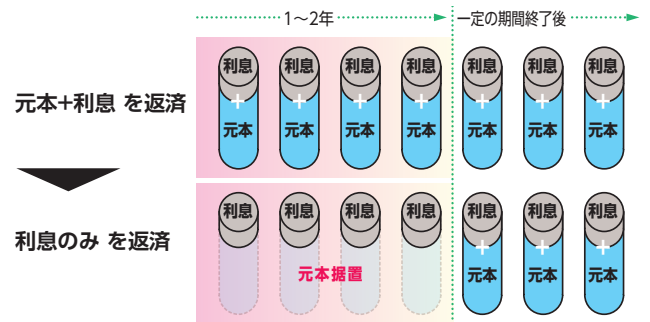
**POINT3 ステップ償還**

将来の事業計画に合わせて、毎月の返済元本を徐々に増やしていくことにより、当面の返済額を減額することができます。少しずつ返済元本を増やしていくことで無理なく返済ができます。なお、返済元本の増額により返済期間を短縮できれば、金利負担を軽減することもできます(金利は約定通りに支払います)。

**金融機関と「条件変更」の相談をする際には以下の点に留意しましょう**

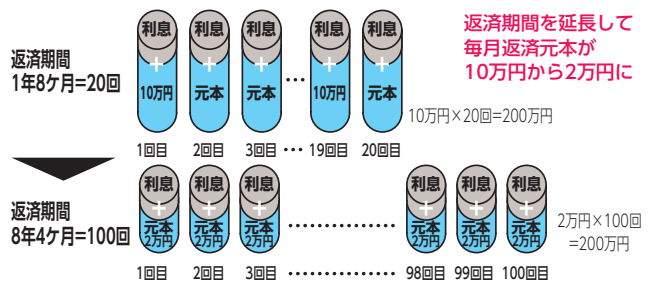
- 現在の経営状況をしっかり把握しているか、計画の妥当性があるかが重要な要素です
- 現在の自社・自身の財務状況をきちんと把握しましょう  
→現在の借入残高、毎月の返済額等を明確にする
- キャッシュフローを明確にしましょう  
→現金の収入と支出について、明確にしましょう  
→その結果、返済財源がいくら不足するか、いくらなら返済できるのかを明確にしましょう
- 将来の事業計画をきちんと示しましょう  
→具体的な方法、目標とする数値を明確にしましょう

**POINT1 元本据置**



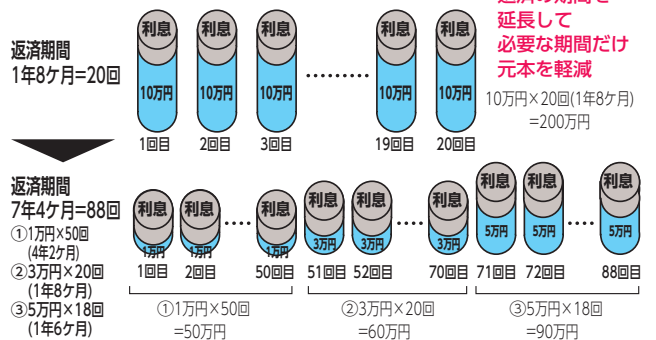
**POINT2 割賦元本減額**

例)借入残高200万円



**POINT3 ステップ償還**

例)借入残高200万円



**Q** でも難しいことはよくわからないし…、面倒くさいね…、それに相談してもどうせダメでしょう…

**A** たしかに面倒であり、全ての方が条件変更に応じてもらえるわけではありません。しかし、毎月の返済負担を減らしていくためにも、一度相談することが大切です。税理士等をお願いしているような方は、そのような専門家にも相談しましょう。



**Q** 条件変更といっても返済しなければならぬね。借入金がチャラになるような支援策は無いの？

**A** 借入金が無くなる、全額「債務免除」に関する支援策は残念ながらありません。最終的に商売をやめるような場合には「法的整理」により債務免除を受けることはあります。しかし、新たな借入等は非常に困難になりますから最終手段となります。

**Q** じゃあ結果、2重ローンを抱えなければならぬの？

**A** 東日本大震災については、震災前の借入金の残金を金融機関から買い取り、一定期間返済を猶予することにより、皆さんを支援する2つの機関があります。

### 支援機関

#### 債権買取による支援を行う機関

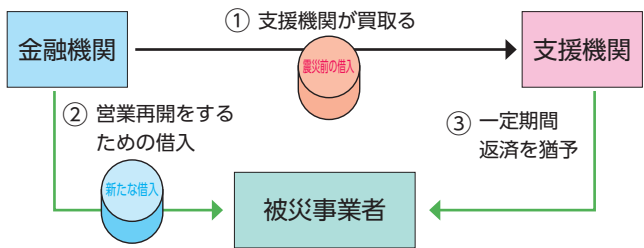
- 宮城県産業復興相談センター
- 東日本大震災事業者再生支援機構

支援機関による既存借入の買取による支援

- ① 事業者の被災前の既存借入金を支援機関が金融機関から買い取ります。
- ② これまで借入をしていた金融機関より、営業復興のための新たな借入をします(利息・元金は支払います)。
- ③ 支援機関に対する返済は猶予されます。再生支援機構の場合は0.4%の利息を支払います。  
⇒ これによりいわゆる2重ローンにならないようにします。
- ④ 事業者は、一定期間経過後に支援機関が買い取った既存借入金の返済を再開します。  
⇒ その際の買戻し資金について新たに金融機関から新たな融資を受けられます。

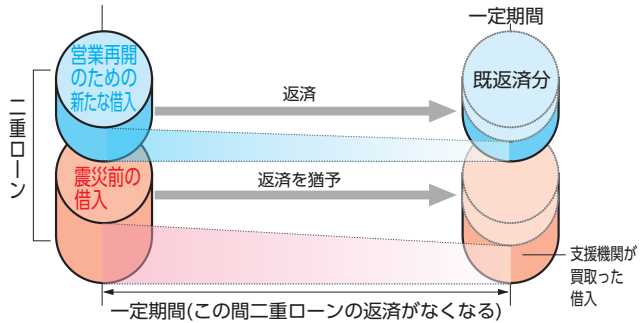
#### 支援機関を使うことのメリット

- 既存借入の返済負担を10年間先延ばしすることができ、営業復興時における返済負担を軽減できます。
- 営業復興に必要な新規借入を含めた支援スキームが期待できます(営業継続が可能)。
- 金融機関との交渉、そのために必要な事業計画の策定等についても十分な支援を受けることができます。



〔債権買取による支援とは？〕

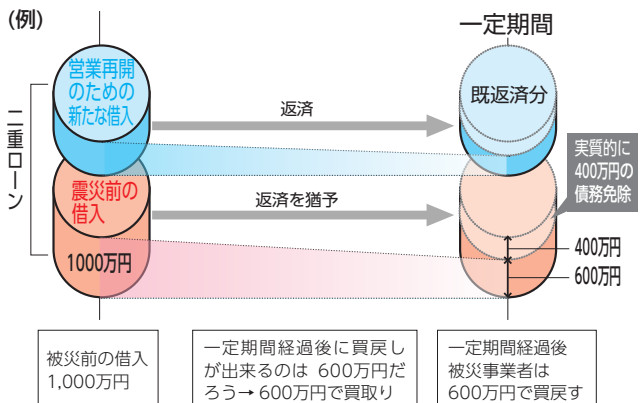
震災前の借入を金融機関から支援機関が買い取り、一定の期間返済を猶予してもらえます。一定期間経過後、金融機関等の借入により支援機関が買取った震災前の借入を被災事業者が買戻します。



震災前の借入についての返済猶予の期間は支援機関により異なります。

宮城県産業復興相談センター…10年(利息=無利息)  
東日本大震災事業者再生支援機構…15年(利息=0.4%) → 利息分を支援機関に支払います。

支援機関は一定期間経過後に被災事業者が買戻しが出来ると想定される金額で金融機関から債権を買い取ります。その結果、債務が減少する場合があります。



Q 支援機関って債務の買取りのみをしている機関なの？

A 支援機関による債務の買取りは支援策のひとつの方法です。支援機関は被災地の事業者、特に小規模事業者の方を支援することを目的にしていますので是非一度相談してみましょう！

Q 被災前から債務超過を指摘されていたけど、相談にのってもらえるの？

A 支援機関では、被災前から債務超過の方も支援の対象となりますので、是非相談してください。

Q 相談してからどのくらいの期間で支援を受けることができるの？

A 相談の内容等により様々です。面談の際に必ず確認しましょう。一定の時間は必要になりますので十分な余裕をもって相談しましょう。

Q 相談しても難しい手続とかがあるんじゃないの？

A 当然、皆さんが努力しなければならないこともあります。事業計画の策定等を専門家が無料で支援しますので、安心して相談してください。

Q 相談はどこにすればいいの？

A 本冊子の p.2 をご参考ください。どんなご相談でも、まずは問い合わせしてみてください。

Q 年齢も高齢だし、後継者もないため廃業を考えてますが、借入金が残ってしまうので悩んでいます…

A 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン\*」にもとづいて、金融機関に債務免除してもらう方法があります。

**\*【個人債務者の私的整理に関するガイドラインとは？】**

東日本大震災の影響によって、住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主向けの支援について策定されたガイドライン（ルール）です。

ガイドラインによる債務の整理では、銀行などの金融機関が事業資金を借りている個人の方などに対して、破産手続きなどの法的な手続きによらず、当事者間の話し合いにより借入の減額や免除を行います。

この制度は、あくまでも債務を整理することが目的のため、事業再開のための資金についての支援はありません。事業再開・継続をされる方にはあまりおすすめできません。借入金の減額・免除を受けるためには、個人資産の整理も必要になります（生活に必要な一定の個人資産の所有は認められます）。

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会  
相談コールセンター：0120-380-883  
宮城支部：022-212-3025



## 生活衛生営業者の方で相談を希望される方へ

**別紙の相談票(FAX 送信用紙)に、相談内容等  
をご記入のうえ(公財)宮城県生活衛生営業指導  
センターへ送付してください。**

(公財)宮城県生活衛生営業指導センターでは、  
ご提出いただいた相談内容に沿って、指導セン  
ターからの電話照会や関係機関へのご紹介をさ  
せていただきますので、あらかじめご了承ください。

**公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター**  
宮城県仙台市青葉区上杉5-1-12 後藤コーポ107号室  
TEL 022-343-8763 FAX 022-343-8764

FAX 022-343-8764

## 相談票

FAX送信用紙

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター 御中

次のとおり相談を希望しますので、相談票を送付します。

■相談をされる方のお名前		フリガナ
■ご住所		
■電話番号	■FAX 番号	

■業種 (該当する業種に✓をつけてください)

- |                                  |  |   |   |
|----------------------------------|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 理容店     | <input type="checkbox"/> 公衆浴場          | <input type="checkbox"/> 食肉販売店              | <input type="checkbox"/> 喫茶店            |
| <input type="checkbox"/> 美容店     | <input type="checkbox"/> 旅館・ホテル        | <input type="checkbox"/> その他飲食店(食堂・レストランなど) | <input type="checkbox"/> 中華料理店          |
| <input type="checkbox"/> 興行場     | <input type="checkbox"/> めん類店(そば・うどん店) | <input type="checkbox"/> すし店                | <input type="checkbox"/> 社交業(スナック・バーなど) |
| <input type="checkbox"/> クリーニング店 | <input type="checkbox"/> 氷雪販売業(氷屋)     | <input type="checkbox"/> 食鳥肉販売店             | <input type="checkbox"/> 料理店            |

■ご相談内容 (該当する業種に✓をつけ、概要を簡単に記載してください)

公庫融資について

2重ローンについて

各種補助金について

税務、法律等について

その他

